

滋賀県鉄軌道関連施設整備促進基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

信楽高原鐵道株式会社が申し立てた特定調停手続において取りまとめられた条項に基づき、信楽高原鐵道の施設整備費および維持管理経費を支援するため、滋賀県鉄軌道関連施設整備促進基金条例（平成2年滋賀県条例第2号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 題名を改めることとします。（題名関係）
- (2) 基金の目的に信楽高原鐵道信楽線の施設および設備の維持管理を図ることを加えることとします。（第1条関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県鉄軌道関連施設整備促進基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 25 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県鉄軌道関連施設整備促進基金条例の一部を改正する条例

滋賀県鉄軌道関連施設整備促進基金条例（平成 2 年滋賀県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県鉄軌道関連施設整備促進等基金条例

第 1 条中「の整備促進」の右に「ならびに信楽高原鐵道信楽線の施設および設備の維持管理」を加え、「滋賀県鉄軌道関連施設整備促進基金」を「滋賀県鉄軌道関連施設整備促進等基金」に改める。

第 6 条中「琵琶湖環状線等の鉄軌道の関連施設の整備促進に要する」を「基金の設置の目的を達成するために必要な」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県鉄軌道関連施設整備促進基金条例 新旧対照表

旧	新
<u>滋賀県鉄軌道関連施設整備促進基金条例</u>	<u>滋賀県鉄軌道関連施設整備促進等基金条例</u>
(設置)	(設置)
第1条 琵琶湖環状線等の鉄軌道の関連施設の整備促進を図り、県民の利便の向上に資するため、 <u>滋賀県鉄軌道関連施設整備促進基金</u> （以下「基金」という。）を設置する。	第1条 琵琶湖環状線等の鉄軌道の関連施設の整備促進ならびに信楽高原鐵道信楽線の施設および設備の維持管理を図り、県民の利便の向上に資するため、 <u>滋賀県鉄軌道関連施設整備促進等基金</u> （以下「基金」という。）を設置する。
第2条～第5条 省略	第2条～第5条 省略
(処分)	(処分)
第6条 知事は、 <u>琵琶湖環状線等の鉄軌道の関連施設の整備促進に要する</u> 経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。	第6条 知事は、 <u>基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分する</u> ことができる。
第7条 省略	第7条 省略